

答 申 第 8 号

平成20年 9月30日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年4月16日付け駅整発第5号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市が春日第2団地新設に伴う「公共事業等環境影響調査」を実施したとする資料の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

[諮問第7号]

別 紙

諮問第7号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市が春日第2団地新設に伴う「公共事業等環境影響調査」を実施したとする資料（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否（不存在）決定を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張趣旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見の陳述で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

熊本市には、熊本市環境基本条例、環境保全都市宣言及び森の都都市宣言があり、熊本市環境総合計画中間見直しにおいて、「熊本市公共事業等における環境配慮指針」を平成19年度から施行すると宣言している。

熊本市環境基本条例第3条に「市は、良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画を策定し、これを実施しなければならない。」と規定しており、市民の健康維持、生活環境等の保全に熊本市が最大の配慮を注ぐのは、熊本市の責務である。

その熊本市が事業主である春日第2団地新設において、「公共事業等環境影響調査」を実施していないはずはなく、春日第2団地の生活環境等の安全安心の根拠資料等が不存在とはとても思えない。

4 実施機関の説明趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書及び意見陳述において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

環境影響調査を実施するのは、春日第2団地の環境に影響を与えるかもしれない開発事業を行う事業主体であり、熊本市ではない。

春日第2団地の環境に影響を与えるかもしれない開発事業の事業主体は、九州新幹線の建設については独立行政法人鉄道運輸機構が事業主体であり、連続立体交差事業については熊本県、団地周辺道路整備については県道であるため、これも事業主体は熊本県である。

事業主体である実施機関が春日第2団地を建てることにより、春日第2団地が団地周辺に影響を与えないかという意味での環境影響調査は必要だったかも知れないが、立地条件がよかったので、周辺に及ぼす影響はないとの判断のもとに環境影響調査は実施していない。

このため、実施機関においては、本件文書に係る独自の環境影響調査、分析等は実施していない。

よって、本件文書は存在しない。

したがって、条例第11条第2項に該当する。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、熊本市が春日第2団地（12階建）新設に伴う「公共工事等環境影響調査」を実施したとする次の資料である。

ア 春日第2団地新設に伴い、新設地が「良好な環境で、生活環境等は問題ない」とした調査、分析、審議、許可等の資料一式

イ 田崎陸橋撤去に伴う迂回付替え道路により春日第2団地周辺道路の車両通過増加が想定され、車両等からの騒音、振動、排ガス等からの生活環境影響が「安心安全の良好な環境基準にある」との調査、分析、数値計算式と各数値等の資料一式

ウ 5本の高架レールでの運行による春日第2団地への「騒音、振動、電磁波等の環境基準」の予測調査、分析、数値計算式と各数値等の資料一式

エ 春日第2団地での四季時間等による日照の差異の図式等分析等の資料一式

オ 新幹線、鹿児島本線、豊肥本線と高架上に5本の高圧電線が通るが、春日第2団地での「安全安心の基準値」等であるとの予測電磁波等の予測調査、分析、数値計算式と各数値等の資料一式

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書の存否について

環境影響調査は、開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与え

るかを事前に調査、予測及び評価するものであるが、調査は開発事業を行う事業主体が実施するもので、事業により何らかの影響を受けるところが調査するものではない。

しかるに、申立人が春日第2団地への影響を問題とする新幹線整備事業及び連続立体交差事業・県道整備事業の事業主体はそれぞれ独立行政法人鉄道運輸機構及び熊本県であって実施機関ではない。

これに対し、春日第2団地の新設自体は実施機関が事業主体であり、熊本市環境基本条例第3条に基づいて策定された改訂版第2次熊本市環境総合計画では熊本市が行う公共事業において率先した環境配慮を行う「熊本市公共事業等環境配慮システム」の適切な運用を図る旨規定されているところではある。しかしながら、この「熊本市公共事業等環境配慮システム」は現在策定中の段階にとどまっていることが確認されており、申立人自身、口頭意見陳述において、「熊本市は公共事業等環境配慮システムを検討しますと言いながら、全くやっていない」と陳述し、実施機関が環境影響調査を実施していないことを認めている。

これらのことを鑑みると、本件文書に係る独自の環境影響調査を実施していないとの実施機関の主張には合理性が認められる。

なお、実施機関が保有する熊本県が実施した連続立体交差事業の環境影響評価の評価書の中に、本件文書ウに関連する調査数値等の記載が認められたが、申立人の開示請求は、熊本市が春日第2団地新設に伴う公共事業等環境影響調査を実施したとする資料であるため、熊本県が実施した当該評価書は本件文書には当たらない。

以上からすれば、本件文書は不存在であると認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

個人情報保護審議会

会	長	江	藤	孝
会長職務代理者		荒	木	昭次郎
委	員	高	木	絹子
委	員	田	中	節男
委	員	馬	場	啓

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成20年 4月17日	熊本市長から諮問を受けた。
平成20年 5月 2日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成20年 5月16日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成20年 5月30日	異議申立人、実施機関双方から意見を聴取した。
平成20年 7月11日	諮問の審議を行った。
平成20年 8月 8日	諮問の審議を行った。
平成20年 8月28日	答申（案）の審議を行った。
平成20年 9月30日	答申（案）の審議を行った。